

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成30年11月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800058号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800025号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年12月1日から同年9月1日に訂正し、同年9月から同年11月までの標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和54年9月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年9月1日から同年12月1日まで

私の厚生年金基金加入員証において、加入員資格取得年月日は、昭和54年12月1日から同年9月1日に訂正されているにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得年月日は同年12月1日のままとされている。暑い時期に面接を受けて入社したことを覚えており、厚生年金基金の資格取得年月日が正しいと思うので、調査の上、請求期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)及び厚生年金基金加入員台帳、請求者から提出された厚生年金基金加入員証及びB健康保険組合の回答により、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、上記厚生年金基金加入員台帳及び厚生年金基金加入員証における加入員資格取得年月日は、当初、昭和54年12月1日と記載されていたが、二重線で取り消されて、同年9月1日と訂正されていることが確認できる上、上記健康保険組合は、請求者に係る健康保険の被保険者資格取得日は、当初、昭和54年12月1日とされていたが(同年12月5日処理)、昭和55年5月15日受付の取得日の訂正届により昭和54年9月1日に訂正されていると回答している。

さらに、上記健康保険組合は、請求期間当時の資格取得届及びその資格取得届の様式を使用した訂正届の様式は複写式であり、一連で記入の上、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)に同一内容の届書を提出していた旨回答及び陳述しており、A社の事業主は、

厚生年金基金及び健康保険組合に訂正届を提出していたならば、社会保険事務所にも当該訂正届を提出していたと思うと陳述している。

加えて、請求者のA社における厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合の記録は、資格取得日を除いて一致している。

以上のことから、事業主は、請求者の資格取得日を昭和 54 年 9 月 1 日とする厚生年金保険被保険者資格取得日の訂正届を社会保険事務所に対し提出したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 54 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記中脱記録照会（回答）及び厚生年金基金加入員台帳並びに健康保険組合からの回答による記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。